年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	っせん	等0)概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 1件

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 22 日は 23 万 2,000 円、16 年 7 月 15 日及び 19 年 12 月 18 日は 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日

② 平成16年7月15日

③ 平成19年12月18日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。 申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞 与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の顧問税理士が保管する同事務所に係る青色申告決算書、総勘定元帳 及び年末調整一覧表から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与 に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の年末調整一覧表に記載の社会保険料額を基に算出される厚生年金保険料の控除額から、平成 15 年 7 月 22 日は 23 万 2,000 円、16 年 7 月 15 日及び 19 年 12 月 18 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の事業主が病気のため、同人から当時の事情について聴取できない上、現在の事業主は当時の保険料控除に係る資料を保管していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当 たらないことから、行ったとは認められない。

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 22 日は 43 万 6,000 円、16 年 7 月 15 日は 50 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日

② 平成16年7月15日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。 申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞 与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の顧問税理士が保管する同事務所に係る青色申告決算書、総勘定元帳 及び年末調整一覧表から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与 に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の年末調整一覧表に記載の社会保険料額を基に算出される厚生年金保険料の控除額から、平成 15 年 7 月 22 日は 43 万 6,000 円、16 年 7 月 15 日は 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の事業主が病気のため、同人から当時の事情について聴取

できない上、現在の事業主は当時の保険料控除に係る資料は保管していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当 たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(32 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から13年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた額よりも低額になっていることが分かった。

給与支払明細書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年1月、同年10月、11年6月、12年3月、同年4月及び同年7月から同年9月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書写しから、その主張する標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、給与支払明細書写しの無い平成10年2月から同年9月までの期間、同年11月から11年5月までの期間、同年7月から12年2月までの期間、同年5月、同年6月及び同年10月から13年8月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の前後の期間に係る給与支払明細書写しから推認できる厚生年金保険料の控除額及び雇用保険の基本手当の受給資格者に係る記録から判断すると、32万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成9年10月から同年12月までに係る標準報

酬月額について、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額等を直接確認できる 資料は無いものの、申立人と同職種の元同僚二人に係る当該期間を含む前後1 年間の給与支払明細書写しを見ると、その給与支給額及び厚生年金保険料の控 除額に見合う標準報酬月額はそれぞれ符合しており、当該二人の同年10月の 定時決定における標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

そこで、当該元同僚二人に事情を照会したところ、「A社では、平成10年までは年1回の昇給があったにもかかわらず、自身の標準報酬月額も申立人と同様に9年10月から下がっている。」旨陳述しており、上記給与支払明細書写しから、昇給は年1回で、この昇給までの間における各月の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について変動はないことが確認できる上、申立人も同様に「A社では年1回の昇給があった。自身の昇給月は12月ないし翌年2月頃であり、昇給するまでの間の給与額は一定であった。」旨陳述している。

これらを踏まえて、申立人から提出された平成 10 年 1 月、同年 10 月及び 11 年 6 月の給与支払明細書写しを検証すると、申立人の昇給月は 2 月から 6 月までの間と考えられることから、9 年 10 月から同年 12 月までの給与支給額 は、10 年 1 月と同額であったと推認できる。

したがって、申立人の平成9年10月から同年12月までに係る標準報酬月額については、申立人から提出された10年1月の給与支払明細書写しの給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元 事業主は、「給与支払明細書の記載どおりの厚生年金保険料を控除し、社会保 険事務所(当時)に納付したはずである。」旨陳述しているものの、当該期間 に係るオンライン記録の標準報酬月額が、上記により認められる標準報酬月額 と長期にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの 報酬月額を社会保険事務所に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、当 該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付 する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで 厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保 険者記録が無いとの回答を受けた。

A社には、昭和46年1月7日から52年3月16日まで継続して勤務しており、申立期間は、同社B工場から同社C営業所に転勤した時期である。申立期間について、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(A社B工場から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社(当時は、A社)の清算人及び元同僚が、 昭和47年12月1日付けの異動であった旨陳述していることから、A社B工場 における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和47年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D

社の清算人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出を誤ったと思われると回答している上、事業主が資格喪失日を昭和47年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤に伴う厚生年金保険の空白期間について確認してほしい。」旨文書を受け、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社が新設された時期で、私はこの時にC社からA社に転籍した。当該期間には同社で継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の 陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和 47 年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金基金及びE健康保険組合における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の

記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所、同厚生年 金基金及び同健康保険組合のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したと は考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社 会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っ ておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行 していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤に伴う厚生年金保険の空白期間について確認してほしい。」旨文書を受け、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

私は、昭和42年にC社に入社し、A社の発足とともに同社に転籍し、申立期間にも同社から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の 陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和 47 年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金基金及びE健康保険組合における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所、同厚生年

金基金及び同健康保険組合のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪(京都)厚生年金 事案 13841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

年金事務所から、「同一企業等内の転勤に伴う厚生年金保険の空白期間について確認してほしい。」旨文書を受け、夫の申立期間の加入記録が無いことが分かった。

夫は、C社からA社に転籍し、申立期間には同社で勤務しており、この間一度も会社を長期休暇したことは無いので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の 陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(昭和 47 年7月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 47 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、D厚生年金

基金及びE健康保険組合における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録と一致する昭和47年8月1日となっており、社会保険事務所、同厚生年金基金及び同健康保険組合のいずれもが誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪(京都)厚生年金 事案 13842

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、42 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与振込額が分かる預金通帳の写しと平成 17年分給与所得の源泉徴収票の写しを提出するので、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の預金通帳の写し、平成17年分給与所得の源泉徴収票の写し及びA社の回答により、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収票の写しに記載の社会保険料額を基に算出した保険料控除額から、42万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら ないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで 昭和44年4月1日にA社に入社し、同社本社での2か月間の研修を経て、 同年6月に同社B支店に配属となったが、申立期間の厚生年金保険被保険 者記録が空白となっている。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保 険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、同社の回答、複数の元同僚の陳述及び雇用保険の加入 記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和44年 6月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料 を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和44年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪(奈良)厚生年金 事案 13844

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで 昭和44年4月1日にA社に入社し、同社本社での2か月間の研修を経て、 同年6月に同社B支店に配属となったが、申立期間の厚生年金保険被保険 者記録が空白となっている。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録、同社の回答、複数の元同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和44年6月1日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、事業主が昭和44年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年7月1日まで

年金事務所から、A社及び同社B営業所で勤務していた同僚の年金記録が訂正された旨案内があり、自身の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

しかし、昭和32年4月にA社本社に入社し、33年4月1日に同社B営業所に転勤になったが、申立期間も同営業所で勤務していた。同年4月20日に、同営業所の同僚とC県を観光した際の記念写真を持っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の陳述及び申立人から提出された昭和33年4月20日付けの記念写真から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(A社本社から同社B営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、一緒に異動になった同僚が、「申立人は、私と一緒に昭和33年4月にA社本社から同社B営業所に転勤になった。」と陳述し、前述の記念写真が昭和33年4月20日付けであることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社B営業所は、昭和35年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、 当該事業所の責任者であり、社会保険の手続を行ったとされる取締役も既に 他界しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない ことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たら ないことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 13846

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月29日から同年12月1日まで

平成24年11月12日に、B年金事務所からA社及びC社に勤務していた同僚の年金記録が訂正された旨案内があったので、自身の記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、昭和48年12月にA社に入社し、49年10月に子会社のC社に移籍 したが、51年9月に退職するまで継続して勤務したのに、申立期間の加入 記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間とし て認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間にA社及び関連会社のC社に継続して勤務し(昭和49年12月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 49 年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(適用事業所名は、A社B営業所)における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された申立人に係る従業員台帳及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社C出張所において、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は「当社C出張所が、厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年11月1日以前に、同事業所で勤務していた従業員は、当社B支店で厚生年金保険に加入していた。」旨陳述している上、申立人と同様に昭和39年10月25日に同社B営業所で被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社D出張所で資格を取得している複数の者が、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年10月1日の定時決定に係る社会保険事務所(当時)の記録から、

3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当 たらないことから、行ったとは認められない。

大阪国民年金 事案 6502

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年1月まで

平成8年6月に会社を退職する際、会社の人から退職後も厚生年金保険を掛けたらどうかと言われたが、申立期間の6か月について国民年金保険料を納付していたので、あと6か月納付して1年にしたほうがよいと思い、同年7月から同年12月までの6か月の保険料を納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料については、平成4年8月に住民票をA県B市C区においたまま、同区から同市D区に転居した際、C区役所発行の保険料納付書を用いて、D区の自宅近くの郵便局で納付した。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことは間違いないので、 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年8月に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入したのは8年7月30日の高齢任意加入が初めてであり、この場合、申立期間の保険料を納付するためには、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないところ、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、制度上、申立期間は保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は60歳到達後の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、任意加入の手続を行う必要があるところ、申立人は、C区役所に出向いて加入手続を行ったとしているものの、その手続の内容について具体的に記憶していない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した事情及び平成8

年7月30日に高齢任意加入した動機について具体的に陳述する一方、その後の納付を中止した事情について具体的な陳述はなく、申立期間後の資格喪失の手続についても記憶にないと陳述する等、関連事情に係る陳述及び記憶は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

大阪(京都)国民年金 事案 6503

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 51 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年4月まで

母が、私の将来、年金をもらうのに年数が不足するといけないと言って、 国民年金の任意加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料は、母が自宅に集金に来るA組織などに納付していたと思う。

母は、私の弟が 20 歳になった時も、私の国民年金保険料と一緒に納付していると言っていたので、その弟は 20 歳から納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年1月に払い出されていることが確認できる上、申立人に係る特殊台帳を見ると、国民年金保険料の初回納付日が52年12月となっていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと推認され、申立人が陳述する申立内容と符合しない。

また、申立人に係る特殊台帳及びB県C町(現在は、B県D市)の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和52年3月1日と記されていることが確認でき、この場合、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとされる申立人の母は既に亡くなっていることから、当時の加入手続及び保険料の納付について、具体的な状況は不明である。

加えて、申立人の母が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母が、申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

大阪(福井) 国民年金 事案 6504

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 2 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成2年10月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、母から「国民年金に加入しなさい。」と言われ、母がA県B市役所の窓口で加入手続を行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、母が、自宅に送付された納付書 を用いて、銀行の窓口で納付していたはずである。

私が20歳になる直前に父が亡くなったので、母から国民年金の加入を勧められたことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、 B市において平成4年10月2日に払い出されているところ、日本年金機構では、「当該手帳記号番号払出簿に記載されている払出日は、被保険者の国民年金の加入手続後、市役所から社会保険事務所(当時)へ進達された日付であり、 実際の加入手続は平成4年9月中であった可能性が高い。」としていることを 踏まえると、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたものと推認 され、当該加入手続の時点においては、申立期間の大部分に係る国民年金保険 料は、時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金保険料の納付を担っていたとするその母親は、「B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、自宅に送付された納付書を用いて銀行窓口で納付した。」と陳述するのみであり、国民年金の加入手続時期、納付時期及び納付金額等の記憶は明確ではなく、申立期間の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行った ほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った が、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当 たらず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周 辺事情等を見いだすことはできなかった。

大阪(京都)国民年金 事案 6505

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年9月まで

私は20歳の頃は大学生であったので、母がA県B市C区役所で私の国民 年金の加入手続を行ってくれた。

その後、母から私の国民年金保険料は、未納が無いように納付した旨聞かされていた。

母は当時のことについて、「時期までは定かでないが、国民年金保険料については区役所職員と相談して、送付されてくる納付書により、主に銀行で数か月分の保険料をまとめて複数回納付した。」としている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続後に、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、平成10年10月19日に申立人に係る基礎年金番号が付番されていることが確認でき、申立人所持の年金手帳の交付年月日とも一致することから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該時点においては、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができないほか、申立人の母親から、申立期間及びその後の期間の保険料の納付時期及び納付回数などに係る具体的な陳述を得ることはできず、申立期間の保険料の納付に係る状況を確認することはできない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する時期は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた状況下において、当時の保険料の収納事務が適切に行われなかった可能性は低いものと考えら

れる。

さらに、申立人に係る国民年金手帳記号番号及び別の基礎年金番号について、 オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号等が 払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の国民年金保険 料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすこ とはできなかった。

大阪国民年金 事案 6506

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から6年1月まで

平成4年8月にA社を退職した後、国民健康保険への切替手続でB県C市D区役所を訪れた際に、国民年金にも加入するように勧められたので、国民年金の加入手続を行ったと思う。

加入後の国民年金保険料については、E社に就職するまで、区役所の窓口で毎月納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間直後に就職したE社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年6月8日に、初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が発足する前の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に係る現在の基礎年金番号が付番されるより前に、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成4年8月にA社を退職した後に国民年金に加入し、 E社に就職するまで国民年金保険料を毎月納付していたと思うとするのみで、 加入手続に係る具体的な状況についての陳述は得られず、申立人から申立期間 の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見い だすことはできなかった。

大阪国民年金 事案 6507

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から62年5月まで

国民年金の加入手続は、前夫との離婚が成立した昭和63年3月頃に、A県B市C区役所又は同市D区役所の窓口で行った。

申立期間の国民年金保険料については、はっきりとは覚えていないが、 C区役所又はD区役所の窓口で国民健康保険料と一緒に納付したと思う。 申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和63年3月頃に行ったとしているが、 申立人所持の年金手帳を見ると、申立期間である61年9月1日及び申立期間 後である平成元年6月1日の被保険者となった日の欄に「届出年月日3.2. 22」の押印が確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年2 月22日に払い出されたものと推認できるところ、申立人の国民年金への加入 時期は申立内容とは符合しない上、当該手帳記号番号の払出時点において、申 立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、離婚に伴う相殺費用から納付したと思う。」と陳述するのみで、納付時期など保険料の納付に係る具体的な状況について確認することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

大阪(奈良)国民年金 事案 6508

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から平成2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から平成2年12月まで

国民年金の加入については、結婚した昭和 54 年 11 月頃に自身でA県B市役所に出向いたか、又は市役所の職員が自宅に来てくれたか、いずれかにより行ったと思う。

その後、会社で勤務するまでの国民年金保険料については、市役所の職員が3か月ごとの月末に自宅に来てくれたので、自身で納付していたが保険料額についてはよく覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続を、婚姻した昭和54年11月頃にB市において行ったとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A県C市において、昭和43年3月13日を国民年金被保険者資格の取得日として同年10月31日に払い出されているものの、オンライン記録を見ると、51年11月16日に資格を喪失されており、その後、再取得した事跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、申立人に係る戸籍の附票を見ると、婚姻した翌日の昭和54年11月*日にB市に住所を定めていることが確認できるものの、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できない上、同市は、「当時、当市で国民年金の加入手続(再加入手続を含む。)を行った被保険者については、被保険者名簿を保存しているはずである。」としていることから、申立人が同市において国民年金に係る手続を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は11年2か月に及んでおり、これほど長期間にわたって 国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考 え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな 周辺事情等を見いだすことはできなかった。

大阪(和歌山)厚生年金 事案 13848

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から25年9月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

夫は申立期間も退職することなく、継続してA社又はB社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が保管していたA社発行の昭和 22 年 3 月 31 日付け、申立人の 給与等級の通知書から判断すると、申立人は、申立期間のうち少なくとも同 日までは同社に勤務していたと推認でき、申立期間を通して同社又はB社に 勤務していた可能性もうかがえる。

しかし、年金事務所が保管する事業所記号簿によると、A社は昭和21年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の25年9月1日であり、申立期間において双方の事業所が適用事業所となっていた記録は見当たらない。

また、申立人の妻が、申立期間当時のものとして保管していた申立人の給料計算票を見ると、12 月分と記載されているものの、発行者及び発行年が記されていないことから、当該給料計算票が申立事業所に係るものか否かについて特定できない上、厚生年金保険料の控除の記載も確認できない。

さらに、C社(B社を承継した会社)は、申立期間当時の人事記録等は保

管していないとしている上、A社及びB社に係る双方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録のある元同僚は、死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。